

【記入上の注意】

1. 次のような場合、変更届を提出してください。
 - ① 受給者、配偶者及び支給要件児童の氏名を変更したとき
 - ② 受給者が大阪市内で住所を変更したとき
(※受給者が大阪市外へ転出した場合は「受給事由消滅届」を提出してください)
 - ③ 配偶者及び支給要件児童が住所を変更したとき
 - ④ 現在受給している児童手当の振り込み先を変更するとき
 - ⑤ 受給者が加入年金を変更したとき
 - ⑥ 離婚協議中であり同居している父母として認定されていた者で、その後離婚が成立したとき
2. 「住所」の欄は、受給者の住民登録の住所を記入してください。
3. 「変更した年月日」は、変更の事由が発生した年月日を記入してください。
4. 「口座変更」の欄は、変更希望先の受給者名義の金融機関の口座を指定し、預金通帳等口座番号が確認できるものを用意してください。
(受給者名義以外(配偶者・児童等)には振り込めません。) ゆうちょ銀行への振込みを希望される方は、通帳・カードに記載の「記号番号」(5桁―8桁)をご記入ください。振込専用口座番号には、区保健福祉センター地域保健福祉課(保健福祉)で読み替えを行います。
5. 「年金変更」の欄は受給者の加入年金を記入してください。
6. 支給対象児童が住所を変更し、以下に該当する場合は「別居監護申立書」を提出してください。
 - ① 大阪市内から大阪市外の市町村に住所を変更したとき
 - ② 大阪市外の市町村からさらに別の市町村に住所を変更したとき
 - ③ 大阪市外の市町村の区域内で住所を変更したとき
7. 第3子以降の多子加算の対象となる子(18歳に達した日以後の最初3月31日を経過した後、22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつその生計費を負担している子)が氏名、住所及び職業等を変更したときは、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。